

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成 25 年大阪市規則第 160 号)の一部改正について

事 務 局	諮問書に沿って説明
阪 口 委 員	まず、現在の条例第 2 条第 1 項第 1 号から 2 号へ、規則でいうと別表第 1 から別表第 2 へうつすということについて、別紙 1 の 2 団体、アジア太平洋トレードセンターとクリスタ長堀については、よろしいですかね。
清 水 委 員	そうですね。これらは、外郭団体の指定を外す理由はないと思われます。
阪 口 委 員	よろしいですかね。
委 員 一 同	はい
阪 口 委 員	次に、条例上の 2 号団体から 1 号団体に、別表第 2 から別表第 1 になるということで、大阪市文化財協会については、別紙 2 に書かれている内容で 1 号団体ということで指定していいかどうか、ご確認いただきたいと思います。
清 水 委 員	従来、条例上の 2 号団体になっていたというのは、前身の大阪市博物館協会の中の組織であったために、そういう形になっていたということでしたか。
事 務 局	はい。それもありますし、また、当初の考えでは、地方独立行政法人化ということが念頭にありましたので、そのことをもって解散も目されていた団体だったということもあります。ただ、ご存じのように、新たに設立された地方独立行政法人には、この文化財の業務は移管できないということが後々判明しましたので、この形になりました。
清 水 委 員	最終的には、文化財保護の観点の中で、大阪府と市の役割とかいうのが整理されてくるとは思いますが、今の段階では市に必要な外郭団体として文化財の保護事業は必要だと思いますので、私に異論は特にございません。
阪 口 委 員	こういう理解でよろしいですかね。
委 員 一 同	はい
阪 口 委 員	次に、残りの 3 団体について確認です。 水道総合サービスについて、先ほど事務局からご説明があったとおり、なぜ他の市町村への支援までやるのかというところについて、元々の平成 25 年の新水道ビジョンでも近隣の中小規模水道事業者との連携というのは想定されており、都道府県域をまたぐ広域連携もあるんだと。さらに今回、特に大規模事業体においては圏域を超えた地域も進めてほしいという考えだということで、これが水道法なり、もしくは水道ビジョン等の国策も踏まえたら、大阪市の施策になるという理解でいいかどうかという、ここだと思うんですけど。ここは、見られてどうですかね。大阪府内の範囲を超えた地域まで広域連携をすることが大阪市の施策なのかというところが議論になっていたわけですけど、それは資料等を拝見する限り、説明できるんですかね。
事 務 局	過去も、現在も、そういう他市町村の支援というのは水道局としても広域的に行っている。
阪 口 委 員	ずっとやっていることはわかっているが、今回、改めて外郭団体への指定という局面で考えたときに、それが施策としてきちんと是認できるのかとい

	う。もちろん、まず国の施策があり、それを踏まえた市の施策があるわけですね。それはいいんだけど、それをこの外郭団体への指定という局面で我々は今考えているわけだから、その局面として、それは大阪市の施策として、きちんと是認できるのかということを我々としては検討しなきゃいけないので。いかがですかね。
水 上 委 員	おそらく新水道ビジョンの広域化については、いろんな捉え方ができると思うんですけども、中長期的に考えると、周辺の市町村だけではなく、大阪市の水道事業にとっても、長期的にはメリットのあることだと思われる。それはここにも書かれているように、経営統合だけではなくて、多義的な、多様な緩やかな連携というの、その前提として重要だという考えがあると思うので、短期では、あまり効果は見られないかもしれないですけど、長期的に考えた場合には、やはり大阪市としても重要なんじゃないかなと。
阪 口 委 員	それは人を育てるという意味も含めてということになるんですかね。
水 上 委 員	そうですね。いずれ資源が余ってくると思うので、それを効率的に広域で使っていくという意味でね
清 水 委 員	府県をまたぐという根拠としては、厚生労働省の基盤強化方針の中の該当箇所直接に文言が示されているということだということですね。
事 務 局	はい。
阪 口 委 員	説明としては、府県をまたぐ連携も施策の問題として、どこまでやるのかという裁量もあるでしょうから。水道総合サービスを通じて達成しようとする本市の施策の内容というのは、こういう説明で理解できるのであれば指定の方向でということによろしいですかね。 次、大阪社会医療センターと阪神国際港湾があって、少し性格が違いますけど、大阪社会医療センターも地域的な側面も含めて、施策の内容については、こういうものだろうと。ほかにもなかなかいないということで、ここはよろしいですね。 次に、阪神国際港湾ですけども、ここは神戸港との関係、もしくは国とか神戸市と関係があるけれども、大阪市としても必要だというのは間違いないことなので、目的としては、阪神港のうちの大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量の増大ということで。国の株式保有割合の比率が少し高いけど、「影響力を行使する必要がある」と書かれていて、書き方がなかなか難しい面もあるかもわからないけど、大阪市としては必要性があるというところかな。 では、今回諮問をいただいている内容について、いずれもこのとおりというところだとすると。
事 務 局	委員会としての諮問に対する答申をいただきたく思います。
阪 口 委 員	答申を。規則の改正について聞かれているわけだから、条例施行規則の改正について、いずれも特に問題がないと認められるということによろしいですかね。

委員一同	はい
阪口委員	では、そういう形で、この点については進めたいと思います。